

## 【講演の概要】

### 企業内暴力追放体制構築の実務について

弁護士 木村良夫

#### 1 企業内暴力追放体制構築の必要性について

##### (1) 会社法上の要求（平成17年改正）

会社法は、取締役や使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制などを整備する義務を課している（会社法348条3項4号、会社法施行規則98条1項4号）

##### (2) 金融証券取引法上の要求（平成20年4月1日以降）

上場会社に対して、平成20年4月1日以降に開始する事業年度から内部統制報告書を作成し、監査証明を受けて、有価証券報告書とともに提出することを要求している（金融商品取引法24条の4の4）。

→上場会社には、当然、金融機関が含まれている。

→金融機関は、金融庁から、暴力団等の反社会的勢力との取引の拒絶を強く求められている。

##### (3) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律による規制

→暴力団などの反社会的勢力を下請けに参入させた場合、国・自治体は、元請け企業を指名停止など、元請け会社の責任を問うことがある。

#### 2 政府指針について

##### (1) 企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（H19.6.19）

=反社会的勢力に屈することなく法律に即して対応することや、反社会的勢力に対して資金提供を行わないことは、コンプライアンスそのものであり、さらには、反社会的勢力との関係遮断は、企業防衛の観点から必要不可欠な要請である。

#### 3 平素からの対応

##### (1) 経営トップが、暴力団等の反社会的勢力との取引を行わないことを宣言し、まず社内的に周知徹底を図る。

① すべての役職員に宣言を伝達し、役職員が宣言を実行するよう求め、そのための研修を行う。

→過去の事例の報告を求め、今後は、どう対応したらいいかを議論する。その際、過去に暴力団等と取引を行った社員の責任は問わないことを明確にする。

② 取締役の倫理規程及び就業規則に暴力団等と関係を有することの禁止及び不祥事を起したり、暴力団等との関係をもってしまった場合の隠蔽禁止を明文化する。

##### (2) 対外的に発信する。

① ホームページ、企業案内などに掲載する。

② 取引先へ宣言を配布し、理解を求める。

特に、取引銀行や上場している取引先には、不可欠。

##### (3) 統括部署ないし統括担当部署を設置する。

① 取引拒絶及び不当要求防止の担当取締役、統括担当部署ないし担当者を決める。

ex. 委員会を設置する。

→委員会のメンバーは、総務担当取締役、総務部長、営業部長、経理部長など。

→委員会の担当部署は、総務部。総務部には、委員会担当の実務担当者（不当要求防止責任者）を複数おく。

- ② 総務部の担当には、社内の取引拒絶関係及び不当要求事案情報が、すべて入るようにルール化する。対応は、委員会で決定し、総務部経由で事案の担当者に伝達する。  
→不当要求事案が発生した場合の報告・委員会からの指示ルートを規則化する。  
→不祥事が事実であれば、その原因行為に責任を問う必要はあるが、不当要求事案を引き起した  
こと自体では、責任を問わない。不当要求事実の発生や不祥事の実の隠蔽の方の責任を重  
くする。  
→内部通報システムの検討。

③ 総務部の担当は、マニュアルを整備し、社内研修を定期的に行う。また、外部専門機関との連携  
等を担当する。さらに情報を収集し、管理する。

④ 委員会や総務部の担当の活動は、定期的に取り締役会に報告させる。

#### (4) 統括担当部署以外の各部署の活動

- ① 暴力追放愛知県民会議の不当要求責任者講習の受講し、責任者をおく。  
② 統括担当部署主催の研修への参加と部署内へのフィードバック。  
③ 不当要求事案が発生した場合の対応を明確にする。

#### (5) 取引拒絶への取り組み。

- ① 契約書に暴力団排除条項を挿入する。挿入が困難な場合は、誓約書の提出を求める。その際、重  
要なのは、暴力団等の反社会的勢力との取引拒絶が、会社の基本方針となっていることを取引先  
に説明すること。  
② 取引が始まってしまっている取引先との契約解消を行うためには、弁護士に相談する。また、所  
轄警察にも事前相談を行う。

#### (6) 外部専門機関との連絡体制の構築

- ① 所轄警察との連携→日ごろから、暴力担当と意思疎通を行う  
→事案が発生した場合は、事前相談をする。  
→必要な場合は、警備活動の強化を要請する。
- ② 暴力追放愛知県民会議の活動への参加  
・賛助会員になる  
・セミナーへの参加  
・暴力相談の利用（民暴相談担当弁護士による相談受理）
- ③ 弁護士との連携  
・顧問弁護士の役割  
・愛知県弁護士会法律相談センターの民暴相談の利用
- ④ 経理担当部署と公認会計士ないし税理士との連携  
→暴力団等の反社会的勢力との関係を、会計面からチェックする。  
→不審な事案が発見された場合の連絡体制を明確にする。
- ⑤ 愛知県建設業協会のバックアップ体制の利用

### 4 有事における対応

(1) 総論 暴力団員の手口と弱点を認識し、且つ当該紛争における真の権利関係を見極める。

#### ① 暴力団員の手口の認識

相手を客観的に観察したり次の行動を予測したりすることが出来るようになり、徒に恐怖心を抱か  
ないようになる。

#### ② 暴力団員の弱点の認識

暴力団員は自らの行為の不当性を十分に認識している。

→警察（刑事処罰）を恐れ、裁判手続を嫌う。

③ 権利関係の把握

紛争の実態を見極めることが出来、解決の方針が確立し得ると同時に、結論を見通せるようになる。

(2) 暴力団との交渉に臨む心構え

① 交渉は複数体制で－1人で背負い込まずに役割分担

1対1ではプロに負ける。

② 毅然とした態度で臨み、挑発に乗らずに且つ徒に挑発しない。

③ 統一した対応で全社一致で臨む（金太郎飴的対応＝誰でも何時でも同一対応）

④ 誠実に対応して事案を客観的に判断する

ア 相手の主張にも耳を傾けてその真意を理解する（そのための質問することも必要な場合がある）。

イ 主張すべきはする。

ウ 即答や前言の撤回は避けて間合いを取る。

エ 必要以上に恐れない。

オ ときには我慢比べも必要＝民事介入暴力行為は相手のビジネス

⑤ 安易且つ合理的根拠のない妥協はしない

→無理に示談で解決する必要はない。裁判手続での解決を虞れるな。

敵は裁判手続を嫌っている。

→横のネットワークによる集中砲火の対象となる

⑥ 交渉場所はこちらの支配領域内で行う。

→組事務所等の相手の支配領域内に出向かない。交渉場所はこちらが指定する気迫を持つ。

⑦ 資料収集を充分に－敵を知ること

相手の住所や氏名と所属団体、要求内容や発言内容等の情報を正確に掴み、録音、録画、写真、メモを活用した上で面談毎に報告書を作成しておく。

→相手方が特定出来ないと裁判も提起出来ない。

⑧ 専門家（弁護士）や専門機関（暴力追放愛知県民会議や県警暴力団対策課）への早めの相談と連絡体制の確立

→民事介入暴力行為に関する限り弁護士会と専門機関の間には緊密な連携プレイが確立している（民事不介入の放棄）

→毒を以て毒は制せない＝暴力団に暴力団への対応を依頼しない。ツケは必ず廻ってくる。

5. 裁判手続による解決

(1) 民事訴訟の提起－債務不存在確認請求訴訟の活用

→相手は嫌いな裁判手続を利用せざるを得なくなり、終極的な解決が可能となる。

(2) 仮処分手続の活用－面談強要禁止、架電（電話をかけること）禁止、訪問禁止や街宣禁止の各仮処分と間接強制による仮処分決定の実効性の確保

(3) 仮処分破りに対する対応－①間接強制－違約金の支払請求

②刑事告訴や刑事告発

③慰謝料請求訴訟の提起

参考

暴力追放愛知県民会議 052-953-3000

愛知県弁護士会法律相談センター 052-252-0044

## 誓 約 書

A社御中

当社は、御社が暴力団等の下記反社会的勢力との絶縁を会社の基本方針としていることを十分理解し、当社の役員等または主な株主及び主要な取引先等が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他反社会的勢力と認められる企業、組織及び個人等（以下「反社会的勢力」）と、直接または間接の関係を一切有していないことをここに誓約します。

今後、当社は、当社の役員等または主な株主及び取引先等が反社会的勢力との関係を有することについて新たな情報を得た場合には、直ちに反社会的勢力との関係解消の措置を講じるとともに、速やかに当該情報及び当社の講じた措置を貴社に書面で報告いたします。

以上について、当社が違反した場合には、契約の解除その他貴社が行う一切の措置について異議ありません。

平成 年 月 日

B社 印